

八代城復元整備に関する陳情書

八代市松江町二九〇一

八代経済開発同友会

代表幹事 上村憲助

八代市長

中島隆利殿

要 旨

八代城（中世古麓城、近世麦島城、松江城）復元整備に関する専門機関を設置の上、事業の策定とその推進に、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

理 由

八代市は、熊本県南の拠点都市としてこれまで発展して参りました。また現在は、高速道路や九州新幹線或いは港湾等の交通や物流の整備をはじめ、広域合併等大八代の誕生に向けての諸機能充実と課題は山積致しておりますが、地域の活性化に向けて、貴庁が鋭意努力をされておられます事に、市民として心より敬意を表します。

私たちの社会は、二十一世紀を迎えて政治や経済、文化など諸側面において急速な変化が進んでおります。都市整備につきましても同様な波が押し寄せてきております。二十世紀の日本における都市整備は、余りにも利便性や効率性を優先したが為に、日本全国に画一的な都市が生まれ、その地域が持つ本来の特性を失うなど、色々な負の遺産も残す事となりました。

その反省を踏まえ、現在声高に叫ばれておりますのは、グローバル化或いは地域文化をキーワードとする地域活性化です。二十一世紀の都市整備は、利便性や効率性だけではなく、いま一度その地域の歴史文化を考慮すると共に、精神性をも加味して、各都市がそれぞれに独自性を発揮していかなければならないものと考えます。

そこで八代の現状を考えますと、古い歴史を持つ八代市の地域文化

が、市民の生活に十分に生かされているとは考えられず、また歴史的シンボルがないが為に八代市の顔が見えない状況にあります。先般道路整備に伴い「麦島城」跡の石垣が出現し、世間の注目を集めました。八代市にとっては、文化財として極めて大きな遺構の出現となりました。このように八代の文化を辿りますと、八代は地政学上、中世末期の古麓城（秀吉来訪、薩摩攻略）、近世初期の麦島城（海外を見据えた貿易拠点）、松江城（一国一城が認められた）と、他には見られない特性を發揮します。

そのような中、城跡整備を考えますと、八代市のシンボルとなりうる三城郭の中でも、とりわけその中心部に存在する八代城（松江城）跡が、重要であると思われます。現在、市役所の北側地域は、県事務所が移転し、県立八代東高校のテニスコートとして使用されております。江戸時代この地は、北御門櫓、畳櫓、水堀等が設けられ、八代城の入り口として重要な役割を果たしました。この地がグラウンドとして使用されており、また埋蔵遺構の保存問題で開発用途が限定される事などを考え合わせますと、今ならばこれらの歴史的建造物の整備復元も十分に可能性があるものと考えます。

先日、九州新幹線が営業を開始しましたが、この機を捉え、私たちは今まで以上に観光客の誘致に力を注ぎ、地域の活性化に努めなければなりません。また来る平成十七年に八代市は市制施行六十五周年を迎えますが、その記念すべき年を有意義な一年とする為にも、八代市のシンボルともなりうる八代城跡の復元整備事業にお取り組み頂くと思う次第でございます。

八代市では、平成二年より二年間に亘り「八代城保存管理計画策定委員会」を組織し、保存管理計画書が作成されております。その中にも提言として、八代市は旧八代城郭内の用地買収を根気よく行い、旧城郭の復元に全力を傾注し、時間は掛かるかもしれないが、失われる事はあっても、これから先増える事はない史跡の復旧は、八代市民の心意気のバロメータでもあると明言されております。

そのような観点からも、速やかに八代（松江）城跡の復元整備に関する専門委員会を、産学官一致協力の下に発足させ、左記三項目を中心に城跡整備を図る場をご設置頂きたくお願い申し上げます。

一、市役所内に「八代城復元の為の募金」の窓口を設ける。
二、県立八代東高校のテニスコート用地を熊本県より借地する方向で検討する。

三、国家補助金の活用を考える。

(イ) 町づくり総合支援事業

国土交通省

(ロ) 県産材の活用

農林水産省

(ハ) 地方拠点史跡等総合整備事業

文化庁

私たち日本人が「お城」に込める感情には、特別のものがあります。城跡は保存管理も非常に大切な事であると考えます。しかし、その一方で熊本市を始め各都市でも城跡の復元が積極的に行われておりますように、「お城」は街づくりの原点であり、故郷の象徴でもあります。八代市は前述の通り三城郭もの遺構を持つ「お城」に恵まれた地でもあります。市のシンボル、市民の財産としての八代城復元は決して一朝一夕にできるものではありません。しかしながら、出来るところから地道に、そして確実に復元整備を図っていかなければならないものと考えます。

どうか本会の趣旨にご理解とご賛同を頂き、速やかに専門委員会を発足頂き、八代（松江）城の復元整備を現実のものとして頂きたく、ここに陳情申し上げる次第でございます。

平成十六年三月二十三日